(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐に係る伐採を禁止する。
初山別村（国有林）、初山別村
(2)　次の森林については、主伐は、択伐による。
美深町・豊頃町・津別町・訓子府町・遠別町（以上五町について次の図に示す部分に限る。）
(3)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(4)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(5)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道北広島市（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年三月十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道新冠郡新冠町・苫前郡初山別村（以上一町一村について次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
新冠町（次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道奥尻郡奥尻町・新冠郡新冠町・川上郡弟子屈町（以上三町について次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
奥尻町・弟子屈町（以上二町について次の図に示す部分に限る。）、新冠町
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
三(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道奥尻郡奥尻町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、奥尻町（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
新冠町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(1)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
四(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道新冠郡新冠町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　風害の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年三月十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道川上郡弟子屈町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、弟子屈町（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
弟子屈町（次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道川上郡弟子屈町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、弟子屈町（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び弟子屈町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第二百五十一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十五項において準用する同条第四項の規定により、大阪都市計画事業大阪駅北大深東地区土地区画整理事業の施行規程及び事業計画の変更について、その関係図書を次のように縦覧に供するため、土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第三条の規定により、次のとおり告示する。

平成二十三年三月十日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　縦覧開始の日　平成二十三年三月十一日（縦覧期間二週間）
二　縦覧場所　大阪府大阪市北区梅田二丁目二番二十二号　独立行政法人都市再生機構西日本支社大阪駅北都市整備事務所
三　縦覧時間　午前九時三十分から午後五時三十分まで